

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

加工事業許可基準規則の要求への対応について
(設計基準)



日本原燃株式会社

令和2年2月18日

1. 加工事業許可基準規則の要求への対応について

- 新規制基準において「追加要求事項」がある条文と「変更なし」の条文に分類した。
 「追加要求事項」に分類した条文については、基準規則に対する適合性を説明する。
 「変更なし」に分類した条文については、安全要求を満足していることから、まとめて説明を行う。

加工事業許可基準規則 条文		分類	本日説明
第二条	核燃料物質の臨界防止	変更なし	○
第三条	遮蔽等	追加要求事項	
第四条	閉じ込めの機能	変更なし	○
第五条	火災等による損傷の防止	追加要求事項	
第六条	安全機能を有する施設の地盤	—※1	
第七条	地震による損傷の防止	追加要求事項	○
第八条	津波による損傷の防止	—※1	
第九条	外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)	追加要求事項	
	外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)	追加要求事項	
	外部からの衝撃による損傷の防止(航空機落下)	追加要求事項	
	外部からの衝撃による損傷の防止(落雷)	追加要求事項	
	外部からの衝撃による損傷の防止(火山)	追加要求事項	
	外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部衝撃)	追加要求事項	

1. 加工事業許可基準規則の要求への対応について



加工事業許可基準規則 条文		分類	本日説明
第十条	加工施設への人の不法な侵入等の防止	追加要求事項	
第十一条	溢水による損傷の防止	追加要求事項	
第十二条	誤操作の防止	追加要求事項	
第十三条	安全避難通路等	追加要求事項	
第十四条	安全機能を有する施設	追加要求事項	○
第十五条	設計基準事故の拡大の防止	追加要求事項	
第十六条	核燃料物質の貯蔵施設	変更なし	○
第十七条	廃棄施設	変更なし	○
第十八条	放射線管理施設	変更なし	○
第十九条	監視設備	追加要求事項※2	
第二十条	非常用電源設備	変更なし	○
第二十一条	通信連絡設備	追加要求事項※2	

注記)

※1: 地震・津波班の審査において別途審査が行われたもの

※2: 重大事故の説明と併せて説明するもの

1. 加工事業許可基準規則の要求への対応について

- 以下の事項については、MOX燃料加工施設の設計を変更することから、変更内容の概要を説明するものである。

その他の変更		分類	本日説明
—	排気筒の位置変更、安全解析に使用する気象条件の変更等とこれらの変更に伴う線量評価等の変更	設計変更	
—	臨界防止等の信頼性向上に伴う変更	設計変更	
—	廃棄施設の容量等の変更	設計変更	
—	再処理施設との共用及び取り合いに係る変更	設計変更	
—	排ガス処理装置の設計変更	設計変更	